

# 地下水・土壌汚染が判明した場合は 県へ報告してください！！

岐阜県では、地下水汚染又は土壌汚染が判明した際、迅速かつ適切に対応するため「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を定めています。

この要綱では、自主的な調査により地下水汚染や土壌汚染を確認した場合は、その旨を速やかに県へ報告していただくこととしています。

御理解と御協力をお願いします。

## 事業者等の責務

- 自主的に地下水調査を実施した者は、調査の結果、有害物質<sup>(\*1)</sup>による汚染を新たに確認した場合には、その旨を県事務所<sup>(\*2)</sup>に速やかに報告すること。

※有害物質を取り扱う事業者にあつては、水質汚濁防止法第14条の2第1項に定める地下水汚染のおそれのある事故が発生した場合、その旨を県事務所に速やかに報告してください。

- 自主的に土壌汚染状況調査を実施した者は、調査の結果、有害物質による土壌汚染を確認した場合には、その旨を県事務所に速やかに報告すること。

(\*1) 有害物質  
水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質を指します。

(\*2) 県事務所  
岐阜地域環境室を含みます。  
以下の報告先一覧を御参照ください。

## 【報告先一覧】

現地機関名	所管区域
岐阜地域環境室	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所(環境課)	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所(環境課)	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所(環境課)	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
中濃県事務所(環境課)	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所(環境課)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所(環境課)	中津川市、恵那市
飛騨県事務所(環境課)	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

## 岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱(抄)

(平成13年4月1日制定 最終改正:平成27年4月1日)

### (目的)

第1条 この要綱は、地下水の常時監視等を通じ地下水汚染を発見したとき、地下水の汚染事故が発生したとき又は土壌汚染等により地下水汚染のおそれがあるときに迅速かつ適切に対応するための必要な手続きについて定めるものとする。

### (事業者等の責務)

第3条 有害物質取扱事業者(水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質(以下「有害物質」という。)を取り扱う事業者をいう。以下同じ。)は、有害物質による地下水汚染が地域住民の健康に重大な影響を及ぼすことを十分認識し、企業モラル及び経営者モラルに従い、有害物質の厳正な保管及び使用に努めるものとする。

- 2 有害物質取扱事業者は、水質汚濁防止法第14条の2第1項に定める地下水汚染のおそれのある事故が発生した場合は、同項の規定により、県事務所に速やかに届け出るものとする。
- 3 有害物質取扱事業者に限らず自主的に地下水調査を実施した者は、調査の結果、有害物質による汚染を新たに確認した場合には、その旨を県事務所に速やかに報告するものとする。
- 4 有害物質取扱事業者に限らず自主的に土壌汚染状況調査を実施した者は、調査の結果、有害物質による土壌汚染を確認した場合には、その旨を県事務所に速やかに報告するものとする。

なお、土壌汚染対策法の規定が適用となる場合については、土壌汚染対策法に基づき対応するものとする。

### (事故報告等への対応)

第7条 県事務所は、第3条第2項、第3項または第4項の規定による報告等を受け、地下水汚染を確認したとき、もしくは、土壌溶出量基準の超過を確認し、地下水汚染のおそれがあると認めるときは、次に掲げる措置を直ちに行うものとする。

- 一 市町村と協働して、関係する自治会等への通知、地元説明会の開催等必要な対策を行うこと。
- 二 市町村と協働して、周辺の地下水調査を実施するとともに、飲用井戸設置者等に対し、井戸水の飲用を避けるよう周知すること。
- 三 報告者又は他に原因者がある場合にはその原因者に対して、汚染の詳細調査及びその汚染対策を指導すること。

### (公表)

第12条 県事務所は、第3条第2項、第3項または第4項の規定による報告等を受けた場合は、原則としてその内容について速やかに公表するものとする。

2 県事務所は、常時監視及び緊急要望検査において異常値を検出した場合は、関係する市町村と協議のうえ、その内容について速やかに公表するものとする。

ただし、既に汚染が判明しており、周辺調査が実施されている事案を除く。

## 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)(抄)

### (事故時の措置)

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2~4 略